

# 重要事項説明書

2026年3月現在

訪問看護ステーションびびのサービス提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

## 1. 事業者の概要

事業者名称	合同会社 ぐっじょぶ
所在地	滝川市中島町5丁目11-1
代表者名	代表社員 居林桂佑
電話番号	TEL：0125-74-6011/FAX：0125-74-9170

## 2. 利用者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地など

事業所の名称	訪問看護ステーションびび
所在地	滝川市東町7丁目202-13イーストビル2階C号
開設年月日	2026年3月1日
管理者	居林桂佑
電話番号	TEL：0125-74-6011/FAX：0125-74-9170
サービス提供 実施地域	滝川市、砂川市、赤平市、歌志内市、新十津川町、上砂川町 浦臼町、奈井江町、雨竜町
介護保険事業所番号	0167590082

### (2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	合同会社ぐっじょぶが設置する訪問看護ステーションびび(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する重要事項を定め、病気やけが等により家庭において継続して療養をうける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護を必要と認めた利用者に対し、事業者が適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	(1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。 (2) ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。 (3) ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	1名		職員管理 業務等(兼務)	1名
助産師	1名	0名	産後ケア事業 (兼務)	1名
看護師	3名	0名	訪問看護	3名
准看護師	0名	0名	訪問看護	0名
理学療法士	0名	0名	訪問看護	0名
作業療法士	0名	0名	訪問看護	0名
言語聴覚士	0名	0名	訪問看護	0名
事務職員	0名	0名	レセプト	0名

### (4) 営業時間

サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前9時00分から午後18時00分まで
休業日	土日祝・年末年始

※ 但し、時間外及び休業日に至ってはオンコール対応し、場合により訪問いたします。

## 3. 提供するサービスについて

### (1) 訪問看護サービスの提供方法

- ①利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師等が訪問看護を実施します。
- ②利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- ③利用者に主治医がない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- ④介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図ります。

### (2) 訪問看護サービスの内容

- ①病状の観察
- ②床ずれの予防及び処置
- ③体位変換、食事、排泄の介助
- ④入浴、清拭、洗髪の介助
- ⑤カテーテルなどの医療器具の管理
- ⑥リハビリテーションの指導
- ⑦在宅ケアに関する諸サービスの情報提供
- ⑧ご家族・介護者の看護に関する相談や指導
- ⑨介護や福祉制度の相談
- ⑩ その他主治医の指示に基づく必要な看護
- ⑪介護予防訪問看護(口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能等)
- ⑫その他サービス(療養相談・助言・その他)

### (3) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

### (4) サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ①サービスに必要なことを強制的に行わせること
- ②看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④不必要な身体への接触
- ⑤容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧交際・性的関係の強要
- ⑨わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩身体的暴力行為を行うこと
- ⑪人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫一方的に恫喝すること
- ⑬私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭その他前各号に準ずる言動を行うこと
- ⑮反社会的勢力でないこと

### (5) サービス提供にあたっての留意事項

- ①サービス提供にあたって、介護保険被保険者証等に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の期間等)を確認させていただきます。住所等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な介入を致します。
- ③サービスの提供時間は、別の訪問や緊急訪問、交通状況や天候等による遅れなど、時間帯が前後することがありますのでご了承ください。尚、15分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。
- ④代行訪問、振替訪問に関して、基本的には定時日時でスケジュールを組むよう努めていますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問を依頼することがありますのでご了承ください。

⑤同行訪問に関して、弊社では研修や実績評価及び利用者の情報共有を理由に複数名での訪問をご依頼させていただくことがあります。別途料金は発生いたしません。

⑥担当者の変更に関して、スタッフの異動や他の利用者のスケジュール等、業務上の理由により担当者の変更をご提案させていただく場合があります。

⑦訪問看護の利用にあたり、主治医が作成する訪問看護指示書が必要になります。指示書依頼はステーションより行いますが、医療機関から利用者宛に訪問看護指示料が発生致しますのでご了承ください(最長6ヶ月)。

#### 4. その他の費用について

①長時間サービス料	保険適用ではない場合、訪問看護時間が90分を超えた場合、30分毎に1,000円(税込)を頂きます。
②対応地域外交通費	サービス提供実施地域外の場合、1kmあたり50円を頂きます。

#### 5. 料金の支払いについて

1ヶ月の利用料金をまとめて、原則として口座引落としとさせていただきます。なお、ご希望により振込・現金支払いも可能です。但し、振込料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります。引落としに関してはサービス提供月の翌月27日(休日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。

#### 6. 苦情申立・虐待相談窓口について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を

##### (1) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	居林桂佑
-------------	------

##### (2) 成年後見制度の利用支援

##### (3) 苦情解決体制の整備

##### (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施

##### (5) 介護相談員の受け入れ

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報します。

##### (7) 苦情申し立てに関する相談窓口

訪問看護ステーションびび	0125-74-6011 (居林)
北海道国保連合会	011-231-5175 (平日9時~17時)
お住いの市町村	市町村担当窓口

#### 7. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

指定訪問看護・介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づ

説明者	①
-----	---

上記の内容の説明を事業者から確かに受け、同意しました。

氏名	_____ ①
代理人氏名	_____ (続柄) _____ ①